

個別サービスの主な改定事項

※ 単位数の記載は例示。
※ 新設の加算は仮称。

＜抜粋＞平成27年2月21日
平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 骨子版

1. 訪問系サービス

訪問系サービスにおける共通的事項(居宅介護、同行援護及び行動援護)

- 特定事業所加算(Ⅳ)【新設】 → 所定単位数の5%を加算
中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所を評価。
- サービス提供責任者の配置基準の見直し
利用者の情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合に、配置基準を利用者50人に対して1人以上に緩和。

居宅介護

- 基本報酬の見直し
介護報酬改定の動向を踏まえ、基本報酬を見直し。
- 福祉専門職員等連携加算【新設】 → 564単位／回(サービス初日から起算して90日間で3回を限度)
精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合を評価。

重度訪問介護

- 重度障害者への支援の充実

重度障害者に対する支援を強化するため、現行の障害支援区分6の利用者に対する評価を充実。

【現行】

障害支援区分6の場合 100分の7.5に相当する単位数を
所定単位数に加算



【見直し後】

障害支援区分6の場合 100分の8.5に相当する単位数を
所定単位数に加算

6

- 行動障害支援連携加算【新設】 → 584単位／回（サービス初日から起算して30日間で1回を限度）
サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行った場合を評価。
- 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し
平成27年3月31日までとなっている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を廃止し、新たに実務経験（重度訪問介護従業者として6,000時間以上）規定を設定。

行動援護

- 行動障害支援指導連携加算【新設】 → 273単位／回（重度訪問介護移行日が属する月に1回を限度）
支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合を評価。
- 支援計画シート等が未作成の場合の減算【新設】 → 所定単位数の5%を減算
支援計画シート等の作成を必須化するとともに、未作成の場合の減算を創設。なお、必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設定。
- 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し
行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験の短縮を図りつつ、ヘルパーについては現行の30%減算の規定を廃止。なお、行動援護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設定。
- 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し
平成27年3月31日までとなっている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を廃止。

2. 療養介護・生活介護・施設入所支援・短期入所

療養介護

- 基本報酬の見直し
経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。（見直しに際しては、小規模事業所に配慮）